

(東京弁護士会声明) 優生保護法違憲訴訟 最高裁判決を受けて

2024年7月3日

東京優生保護法被害弁護士会

本日、最高裁判所大法廷は、東京の北三郎さん（仮名・81歳、被上告人）の国に対する損害賠償請求を認める判決を出しました。

北さんは、14歳になる頃、何も説明を受けることなく優生手術を受けさせられました。そして、北さんは、子を持つことができなくなった事実を誰にも打ち明けることができず、それどころか、本当の加害者が国であるとは知らず、むしろ親のせいではないかと親を恨み、一人で秘密を抱え込むこととなりました。婚姻した後も、愛する妻にさえ、この事実を打ち明けることができませんでした。

北さんは、妻に対する申し訳ないという気持ちを抱き続けてきました。ようやく打ち明けることができた時には、妻は既に病床に伏しており、間もなく、帰らぬ人となりました。北さんが苦しみから解放されることはありませんでした。

その後、北さんは、2018年1月末頃に至り、仙台訴訟提訴の報道に触れ、もしかしたら自分の受けた手術も同じではないかと思い、弁護士会に相談しました。そうした中で、北さんは、優生保護法という法律の存在や、自分が受けた手術が優生手術であること、それは国による重大な人権侵害であることを知りました。さらには、自分だけでなく、多くの被害者がいることをも知りました。

北さんは、2018年5月17日、国を相手取って、国家賠償請求訴訟を提起して以降、被害者・支援者らと互いに励まし合いながら、その歩みをより力強いものとし、戦い抜いた末に、本日の最高裁判所大法廷における判決期日を迎えたものです。東京地方裁判所に提訴してから6年、優生手術を受けてからは実に67年もの時が過ぎ、ようやく国の責任を認める判決が確定しました。

しかしながら、真の被害救済を図るためには、国からの謝罪と、全ての被害者を対象とした補償立法の制定が必要です。

この点、北さんは「最後の砦の判決をもらえた」「ようやく両親と妻のお墓に報告に行けます」と言い、本日の判決を喜ぶとともに、「全面解決に向けて、これからが大切。2万5000人全ての被害者を救って欲しい」と述べており、全ての被害者が救済されることを望んでいます。

また、三浦守裁判官は補足意見において「被害者の多くが既に高齢となり、亡くなる方も少なくない状況を考慮すると、できる限り速やかに被害者に対し適切な損害賠償が行われる仕組みが望まれる。そのために、国において必要な措置を講じ、全面的な解決が早期に実現することを期待する」と指摘しています。その言葉の重さを、立法府及び行政府は改めて認識すべきです。

東京弁護士会としては、本日の判決を高く評価しつつ、優生保護法に基づく被害について、北さんの思いを受け止め、引き続き、国からの謝罪と、全ての被害者を対象とした補償立法の制定を求め活動を続ける所存です。

以上